

京都市民間保育園等職員の給与等運用事業実施要綱

(昭和 47 年 4 月 1 日実施)

改正 昭和 58 年 3 月 16 日、昭和 60 年 3 月 15 日、昭和 61 年 3 月 13 日、昭和 63 年 5 月 11 日、平成 2 年 5 月 24 日、平成 3 年 5 月 24 日、平成 4 年 5 月 21 日、平成 5 年 2 月 12 日、平成 5 年 3 月 17 日、平成 6 年 3 月 17 日、平成 7 年 3 月 13 日、平成 8 年 3 月 25 日、平成 13 年 3 月 26 日、平成 15 年 5 月 21 日、平成 16 年 5 月 24 日、平成 18 年 5 月 25 日、平成 20 年 5 月 27 日、平成 22 年 3 月 26 日、平成 23 年 5 月 30 日、平成 24 年 3 月 29 日、平成 27 年 3 月 23 日、平成 27 年 5 月 27 日、平成 28 年 3 月 31 日

〈目 的〉

第 1 条 この事業は、京都市保育園連盟定款第 5 条第 1 項に定める正会員の園（以下「保育園等」という）の横断的な給与体系を確立し、関係職員の処遇改善と、保育園経営の近代化、並びに保育水準の向上をめざし、もって、京都の子どもの最善の利益に資することを目的とする。

〈実施主体〉

第 2 条 京都市民間保育園等職員の給与等運用事業（以下「運用事業」という。）の実施主体は公益社団法人京都市保育園連盟（以下「連盟」という。）とする。

〈実施内容〉

第 3 条 この運用事業の実施に当たっては、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」による給付費（委託費）及び処遇改善等加算（基本分）中の該当する人件費（以下「給付費等」という。）並びに京都市の単費援護費などを財源構成とする。

2 各園については、次条から第 17 条までに定める規定に基づいて算出された所要額から給付費等を差引いた必要額を配分するものとする。

3 配分の基準および内容については、職員配置基準等に関する運用細則（以下「運用細則」という。）に定めるものとする。

〈職員の位置付け〉

第 4 条 この運用事業の対象となる職員は、運用細則に定める常勤職員とする。

2 この要綱に規定する認定内職員とは、第 6 条によって算出されたプール制認定職員数の範囲の保育士・看護師・保健師（以下「保育士等」という）と、栄養士・調理師・用務員（以下「調理等」という）と、その他の職員（どちらかに含む）をいう。

3 この要綱に規定する認定外職員とは、常勤職員のうち前 2 項により算定されたプール制認定職員数の範囲以外の職員および第 16 条で定める職員をいう。

〈対象給与〉

第5条 本要綱の対象となる給与の内容は、基本給（本棒・地域手当）、社会保険料事業主負担分、期末・勤勉手当、業務手当、主任保育士手当とする。

- 2 基本給並びにその他の手当額については、京都市民間保育園給与表（別表1）並びに年間所要額（別表2）及び期末手当・勤勉手当の支給基準表（別表3）によるものとする。

〈職員の配置基準〉

第6条 保育士等、調理員等の「常勤基準数」及び「プール制認定職員数」の算出方法は以下の通りとする。

なお、この要綱で言う定員とは、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号第3号に掲げる児童の利用定員の合計値とする。

(1) 「保育士等常勤基準数」は、次のアからエまでに掲げる基準に基づき算出した数。

ア 各歳児ごとの定員内在籍児童数から、下記の在籍年齢基準に基づき算出した数。

イ 保育標準時間を利用する定員内在籍児童数から、下記の在籍年齢基準に基づき算出した数に0.375を乗じた数

ウ 休憩保育士対策数 1名

エ 保育標準時間対応休憩保育士数

0歳児～1歳児の標準時間利用児が在園、または定員の30%以上が標準時間を利用している場合 1名

(2) 「保育士等常勤基準数」からフリー経費定数を減じた数を「プール制認定保育士等数」とする。

フリー経費定数の算出方法については運用細則による。

(3) 在籍年齢基準数

0歳児 3：1

1歳児 5：1

2歳児 6：1

3歳児 15：1

4歳児 20：1

5歳児 25：1

(4) 調理員等の「常勤基準数」は、共通基準人数及び調理員加配基準数により算出するものとする。

ア 共通基準人数については、

(ア) 41人定員以上 2名

(イ) 40人定員以下 1名

イ 調理員加配基準数

- (ア) 90 人定員以下で0 歳児 6 人以上の場合 1 名
 - (イ) 91 人～120 人定員以上で0 歳児 5 人以上の場合 1 名
 - (ウ) 121 人～150 人定員で0 歳児 4 人以上の場合 1 名
 - (エ) 151 人以上定員で0 歳児 3 人以上の場合 1 名
- (5) 調理員等常勤基準数と同数をプール制認定調理員等数とする。
- 2 常勤職員の配置基準の運用については運用細則による。

〈加算額〉

- 第 7 条 加算額とは、端数換算相当額、相殺調整額（現員保障・休憩保育士対策）、フリー経費定数緩和対策費及び自由裁量・創意工夫枠に係る経費をいう。
- 2 加算額の内容については、別途運用細則による。

〈格付基準〉

- 第 8 条 新規採用に係る常勤職員の格付基準は原則として学歴格付、資格加算及び経験加算などを勘案して決定する。

(1) 初任給格付

ア 保育士（給与表第 1 表適用）

区 分	学歴格付	資格加算	初任給格付
中学校卒・高校卒（検定）	1 号	4 号	第 1 表 5 号
短大卒（検定）	9 号	4 号	第 1 表 13 号
短大卒（認定）	9 号	8 号	第 1 表 17 号
大学卒（検定）	17 号	4 号	第 1 表 21 号
大学卒（認定）	17 号	8 号	第 1 表 25 号

- (注) ・認定・・・保育士養成校卒の場合 検定・・・その他の場合
・18 歳を基準に 1 号。

イ 保健師・看護師（給与表第 1 表適用）

区 分	初任給格付
准看護師	第 1 表 5 号
正看護師	第 1 表 21 号
保 健 師	第 1 表 25 号

ウ 有資格調理員（給与表第2表適用）

区 分	学歴加算	資格加算	初任給格付
中学校卒・高校卒	1号	4号	第2表 5号
短大卒	9号	4号	第2表 13号
大学卒	17号	4号	第2表 21号

- (注)・18歳を基準に1号。満たない場合は1年につき4号減ずる。
 ・栄養士資格、調理師免許両方所持の場合は資格加算8号。

エ 無資格者・用務員・その他の職員（給与表第3表適用）

区 分	学歴格付	初任給格付
中学校卒・高校卒	1号	第3表 1号
短大卒	9号	第3表 9号
大学卒	17号	第3表 17号

- (注)・資格を有しない保育者はこの表を適用する。
 ・18歳を基準に1号。満たない場合は1年につき4号減ずる。

(2) 経験加算

経験加算については、次の経験年数換算表に基づき算出する。

以下の経験年数換算表により、算出された月数を除数で割り、その端数を切り捨てた整数1につき4号を初任給格付に加算する。

ただし、最終学歴以前の職歴は換算しないが、在学前に職歴があった場合は、最終学歴を繰り下げ、本人に有利な方をとる。

なお、アルバイト期間については、実労働時間が週40時間ある場合は、1ヵ月単位で下記同様に扱うが、実労働時間が40時間未満の場合・学生等は無職期間とする。

以下の職歴に該当するのは、当該職種で給与所得のあったことを前提とする。

ア 経験年数換算表

区 分		保 育 士 看 護 師 保 健 師	栄 養 士 調 理 師	無資格調理員 用 務 員 その他職員
児童福祉施設及びそれらに類する施設で資格免許を持ち、同一職種に在籍していた期間（注1） 又は幼児教育・医療機関に、幼稚園教諭・看護師・保健師として在籍していた期間		100%		
児童福祉施設職員としていた期間 （自己都合の退職を除く）				70%
上記以外の在職期間		80%		
有資格期間	調理業務在職期間		100%	
	上記以外の在職期間		80%	
無資格期間	調理業務在職期間		70%	
	上記以外の在職期間		56%	56%
無 職 期 間		25%	25%	25%
除 数		24	18	18

（注1）類するとは、平成26年度までの京都市昼間里親施設・京都市からの委託を受けていた小規模保育事業所および地方自治体が認可した小規模保育事業所、京都市内の家庭的保育事業所・事業所内保育事業所・居宅訪問型保育事業所をいう。

また、保育所型・幼保連携型・幼稚園型の認定こども園はここに該当する。

無認可施設は「上記以外の在職期間」扱いとなる。地方裁量型認定こども園は「上記以外の在職期間」扱いとなる。

京都市認可の児童館・学童保育所は「上記以外の在職期間」扱いとなる。

イ 経験加算期間については、保育士、看護師、保健師は55才未満とし、調理員、用務員、その他職員については36才未満とする。

ウ 初任給の格付については、経験加算は40号を上限とする。ただし、60才以上の場合は、保育単価相当額を上限とする。

エ 格付により経験加算に端数がある場合は、端数加算として次のように取り扱う。ただし、経験加算の上限を超えて端数がある場合は端数切捨てとする。

(ア) 保育士・看護師・保健師の場合は、24ヵ月で4号加算とし、18ヵ月以上の端数がある場合採用時の格付号俸に2号加算する。

(イ) 調理等・その他職員の場合は、18ヵ月で4号加算とし、13ヵ月以上の端数がある場合採用時の格付号俸に2号加算する。

〈勤続加算〉

第9条 常勤職員が職種変更する場合、採用年月日から職種変更月までの期間を1年につき4号を加算する。ただし、調理へ職種変更する場合、無資格調理期間は7割を加算対象とする。

〈昇給の基準〉

第10条 昇給は年1回（1月）とし、前回の昇給月から12ヵ月を下らない期間を経過したときは、原則として4号上位の号給とする。

2 新規採用者の昇給については、次によるものとする。

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 採用月が、1月16日から4月15日までの者 | 次期昇給期3号昇給 |
| (2) 採用月が、4月16日から7月15日までの者 | 次期昇給期2号昇給 |
| (3) 採用月が、7月16日から10月15日までの者 | 次期昇給期1号昇給 |
| (4) 採用月が、10月16日から1月15日までの者 | 翌年度昇給期4号昇給 |

〈最低保障〉

第11条 中学卒業者で経験加算を合算してもなお各表の1号に達しない場合は各表の第1号に格付する。ただし、その後の勤続加算により、第2号までに格付できるまで昇給しない。

〈昇給の停止〉

第12条 常勤職員の昇給については満58才を迎える年度末までとし、60才に達した翌年度からは保育単価相当額を上限とする。

〈人事の交流〉

第13条 この運用事業を実施する保育園等間で、次の手続きを経た場合は当該職員の格付号俸を引き継ぐことができる。ただし、新設園については、開園後この運用事業を実施することを前提に同じ扱いをする。

- (1) 受け入れ保育園、送り出す保育園の双方の保育園長による事前に協議し文書を交換するものとする。その場合、当該職員が承諾したことを文書で明らかにしておくこと。
- (2) 上記の文書控えを、受け入れ保育園長が交流実施の1ヵ月前までに連盟に

遅滞なく提出するものとする。(様式7 人事交流報告書参照)

〈職種の変更〉

第14条 常勤職員に職種変更が生じた場合、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 資格取得による給与表の変更の場合

ア 資格加算、経験加算、端数加算、勤続加算を見直し、その場合従前の基本給より下回る場合は、次のとおりとする。(様式5-1 格付調書変更用参照)

(ア) 従前が無資格の場合、従前の格付号俸に資格加算した格付号俸の基本給を直近上位とする。(様式5-1 格付調書変更用参照)

(イ) 従前が有資格の場合は、従前資格加算を引いた格付け号俸に資格加算した格付号俸の基本給を直近上位とする。

イ 直近上位額は、最高基本給を上限とする。

(2) その他については、資格加算、経験加算、端数加算、勤続加算、を見直す。
(様式5-1 格付調書変更用参照)

〈認定外職員の格付〉

第15条 その保育園等において、認定外職員として在職していた期間は、認定内繰り入れに際して勤続期間として格付する。

なお、認定外職員として登録されていなければ、経験加算として格付する。

〈他の公的保障のある職員〉

第16条 京都市の障がい児保育対策にかかる助成対象となる職員は、認定外に配置する。

〈休業の取扱〉

第17条 認定内職員が育児、介護、その他疾病等による休業が生じた場合次のとおり取り扱うものとする。

(1) 育児・介護休業によるもの

ア 認定内職員が育児・介護休業を適用した場合、当該職員を認定外に繰り出す。

イ 休業中は、他の職員と差し替えてもよいが、現員保障対象人数には含めない。

ウ 育児休業中の昇給は要綱第10条による。

エ 開始月及び終了月の計算対象月は、15日を基準に判断する。

オ 育児・介護休業適用者及び期間は、園からの申請に基づくものとする。ただし、介護休業の期間については対象家族1人につき一の要介護状態ごとに1回、1ヵ月以上最長3ヵ月まで対象とする。

なお、介護休業の届出は連続して31日以上取得した場合に提出するものとする。

る。

(2) 私傷病による休業及び公務災害によるもの

ア 休業中は認定外に繰り出す。

イ 休業中は、他の職員と差し替えてもよいが、現員保障対象人数には含めない。

ウ 休業中の昇給は要綱第 10 条による。

エ 開始月及び終了月の計算対象は月の 15 日を基準に判断する。

オ 休業適用者及び期間は、園からの申請に基づくものとする。ただし、当該要因による最初の休業開始日から 180 日目以降を休業期間とする。

(3) 休業報告

認定内職員が休業した場合、有給、無給にかかわらず休業報告書を提出するものとする。

ア 育児・介護休業適用報告書（様式 8）

イ 私傷病による休業報告書（様式 8-1）

〈必要額の調整〉

第 18 条 年間必要額が変動した時はその年度内に調整する。

〈支給額の裁量〉

第 19 条 保育園等においては、第 8 条から第 17 条までの規定（以下「格付規定」という。）にかかわらず、常勤職員に支給する給与を決定することができる。

〈支給の条件〉

第 20 条 連盟は、保育園等が本要綱及び京都市が定める京都市民間保育園職員給与等運用事業の補助に関する要綱に規定する支給条件に違反した場合及び同市の指示があった場合は、本要綱に基づき支給される必要額の全額又は一部の額の支給を停止し、又は返還を求めることができる。

〈制度の検証〉

第 21 条 本事業の実施にあたっては、各園にかかる影響について十分留意するとともに、その制度について適宜検証し、京都市と協議するものとする。

附則

第 1 条 本要綱は、公益社団法人京都市保育園連盟が京都市と協議し、次のとおり実施する。

(1) 本要綱の改正は、公益社団法人京都市保育園連盟の総会で決定する。

(2) 本要綱の別表は、公益社団法人京都市保育園連盟の理事会及びプール制委員会が決定する。

(3) 本要綱の実施事務は、公益社団法人京都市保育園連盟理事長が委嘱するプール制委

員会でもって行う。

第2 今回（平成22年3月26日）の京都市民間保育園職員給与等運用実施要綱の改正に伴う実施については平成22年4月1日から適用する。

第3 第17条第2号オについて、平成23年3月31日以前に適用された場合にあつては、なお従前の例による。

職員配置基準等に関する運用細則

〈プール制認定数の確定〉

第1条 配置基準申請書により、プール制認定職員数を算出する。

プール制認定職員数は、プール制認定保育士等数とプール制認定調理等数を足したものとする。

なお、算出根拠となる児童は、子ども子育て支援法第19条第1項第2号、第3号に規定する児童とし、年齢は年度初日を基準とする。

また、この運用細則でいう定員とは子ども子育て支援法第19条第1項第2号、第3号に掲げる児童の利用定員の合計値とする。

〈フリー経費定数〉

第2条 フリー経費定数は、児童数を基に算出された保育士等常勤基準数の内、当分の間、1割相当分とする。

- 2 フリー経費定数に係る月額単価は、要綱別表1精算基準表第1表185号〔同表17号を基準とした年間相当額（基本給及び社会保険料等の負担分を含み、期末・勤勉手当相当額は含まない）〕を12ヵ月で割った額とする。

〈配分の基準および内容〉

第3条 京都市民間保育園等職員の給与等運用事業実施要綱（以下要綱という。）第3条第3項に規定する配分の基準および内容は、以下のとおりとする。ただし、その内容について適宜検証をおこない、必要に応じて見直しを図る。

A. 基本部分(基本人件費額)

次の第1項と第2項を比較し、少ない方を基本人件費額とし、所要額算出対象の上限とする。

1. 総額調整対象額

- (1) 要綱第6条により算出された認定内職員にかかる人件費および下記Bの1. 端数換算相当額と2. フリー経費定数緩和対策費加算およびC. 調整部分を足したのから国基準処遇改善等加算（基本分）を差し引いた額。

2. 算定基礎額

次の第1号から第4号に掲げる額を合算した額から第5号に掲げる額を減じた額。

- (1) 要綱第6条に定める職員の配置基準により算定された保育士等（休憩保育士対策数は除く）、調理師等の数から国が定める配置基準により算定された保育士、調理師等の数を減じた数に、国が定める公定価格から算出した職種ごとの人件費単価を乗じて得た額。
- (2) 第2条第1項の規定により算定されるフリー経費定数に同条第2項に定める月額単価を乗じて得た額。
- (3) 定員90人以下の園にあつては、要綱第6条に定める職員の配置基準により算定された休憩保育士対策数(保育標準時間対応休憩保育士数を含む)から国が定める配置基準により算定された休憩保育士数を減じた数に国が定める保育士の人件費単価を乗じて得た額、定員91人以上の園にあつては、要綱第6条に定める職員の配置基準により算定された休憩保育士対策数(保育標準時間対応休憩保育士数を含む)に国

が定める保育士の人件費単価を乗じて得た額から休憩保育士に係る給付費（委託費）を減じた額

(4) 国基準給付費（委託費）

(5) 第6条に規定する未配置数に国が定める職種ごとの人件費単価から同条に定める単価を減じた額を乗じて得た額。

B. 加算部分

1. 端数換算相当額

配置基準により算出した保育士等端数に単価（京都市職員給与条例別表第1の1行政職給料表に定める1級1号相当額）を乗じたもの。

2. フリー経費定数緩和対策費加算

フリー経費定数を算出した際の端数の少数第1位が0.5～0.9の場合に加算する。算出方法は、整数1からフリー経費端数を引きフリー経費定数相当額月額を乗じたものとする。

3. 自由裁量・創意工夫にかかる経費

別表に定めるポイントのうち該当する項目のポイント合計に単価（別表に定めるポイント単価に、毎年度3月末までに京都市とプール制委員会とが協議して京都市が定める調整率を乗じたもの）を乗じて得た額。ただし、別表に定めるポイントのうち基本ポイントの合計に乗じる単価については、別表に定めるポイント単価を用いるものとする。

C. 調整部分

1. 現員保障に対する相殺調整額

現員保障がされている場合は、フリー経費定数の保有がなければ保障1名につき、フリー経費定数相当額/月額を差引きする。（定員外受入れによる現員保障は行わない。）

2. 保育標準時間対応休憩保育士数に対する相殺調整額

保育標準時間対応保育士数が1未満か標準時間利用児数が定員の30%未満で、保育標準時間対応休憩保育士数が1名の場合はフリー経費定数で相殺調整する。

(1) フリー経費定数の保有がなければ、フリー経費定数相当額/月額を差引き調整する。

〈配分の判定〉

第4条 第3条B第3項にかかるポイントの適否については、当分の間、京都市保育課が審査し、その結果をもって、公益社団法人京都市保育園連盟（以下連盟という。）と京都市保育課とで構成するプール制ポイント部会で判定する。

〈現員保障〉

第5条 現員保障とは、認定数が減少した場合に次の条件により減少数を保障するものとする。

(1) 認定内職員に異動がない場合。ただし年度当初においては前年度10月以降職員異動がない場合を対象とする。

(2) 認定数の減少が園の意志によらない他律的要因によって発生した場合。

- (3) 年度当初においては、年度当初の認定数が前月（3月）より減少しかつ前年度10月を下回る場合。また年度途中においては前月より減少した場合。
- (4) いずれの職種にも未配置のない場合。
- (5) 現員保障人数については、年度当初においては前月（3月）の認定数と当該年度4月の認定数を比較した際の減少数とし、園全体の認定数が前年度10月の認定数を超えない範囲とする。また前月3月及び前年度10月に現員保障となっていた人数は保障しない。年度途中においては、前月と当該月とを比較した際の減少数とする。なお、いずれの場合も職種を区別せず園全体の認定数で勘案し、保障人数は2名までとする。
- (6) 現員保障対象園の認定内職員が退職した場合は、退職人数分の保障は消滅する。
- (7) 現員保障の対象期間は、当該年度中（3月31日まで）とする。
- (8) 現員保障の対象となった場合は、当該月からフリー経費定数と相殺調整する。ただし、フリー経費定数を所有していない場合は、フリー経費定数相当額を差引調整する。
- (9) 定員外児童（緊急入所含む）の受入れによる現員保障は行わない。

〈常勤職員の未配置〉

第6条 要綱第6条により算出したプール制認定職員数に対し常勤職員が未配置となった場合は、登録外単価（各表180号）を保障する。

ただし、プール制保育士等認定職員数に対する未配置のうち要綱第6条（1）イにより算出した数の整数を上限として登録外常勤単価〔1表190号（同表13号の基本給と期末勤勉手当と業務手当及び社会保険料負担分を含む年間相当額を12ヵ月で割った額）を下限とする〕を保障する。

〈常勤職員の定義〉

第7条 常勤職員とは次の条件のいずれも満たすものとする。

- (1) 有期雇用契約ではない。
 - (2) 1週間の実労働時間が概ね40時間である。
 - (3) 給与が月給制で支払われ、日額計算や時間給でないこと。
 - (4) 社会保険、退職共済に加入している。（法的に加入出来ない場合は除く）
- 以上、他の職員と同等の処遇をうけていること。

〈認定数の見直し〉

第8条 認定数・フリー経費定数が増減した場合は、申請月から見直す。

〈プール制特別審査会〉

第9条 職員配置基準にかかる諸問題については、プール制委員会と市を含めたプール制特別審査会で協議し処理する。

〈附 則〉

第1 本運用細則の変更については、プール制委員会で検討し、理事会で決定する。

第2 本運用細則は、昭和60年4月1日から実施する。

第3 本運用細則の改正は、平成22年4月1日から実施する。ただし、改正の内容に鑑み、経過措置として以下の点に留意し実施するものとする。

①激変緩和措置について

(省略)

②制度の検証について

経営に関わる各園での実質的な影響や、自由裁量・創意工夫にかかるポイント制の在り方や内容、単価等の妥当性など、新制度であるための課題が種々顕在化すると考えられることから、22年度から新制度を実施した上で、プール制委員会などの機関において適宜検証を加え、必要に応じて、要綱、細則等の見直しを行い、充実した制度を構築するものとする。

③経過措置

平成28年度については、京都市民間保育園職員給与等運用事業における自由裁量・創意工夫枠交付申請書類を連盟及び京都市保育課にそれぞれ提出するものとする。

第4 本運用細則の改正は、平成27年4月1日から実施する。ただし平成27年度については、第6条に規定する登録外常勤単価は諸般の事情を踏まえ精算払い前に再度検討する。